

# 甲州市農業委員会日程

会期	平成 29 年 5 月 29 日 (月)		自 午後 1 時 30 分 至 午後 3 時 00 分予定
会場	甲州市役所本庁舎 2 階 第一会議室		
日 程			
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議 案		
	第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	( 8 件)
	第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	( 3 件)
	第 3 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (利用権貸借)	( 5 件)
	第 4 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (所有権移転)	( 1 件)
	第 5 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業)	( 5 件)
	第 6 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について	( 9 件)
4	報 告		
	第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	(2 件)
5	その他		

## 甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成29年5月29日(月) 午後1時30分から午後2時40分  
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

### 1. 出席した委員

<del>1 坂本 忠</del>	2 早川 博	3 窪川 哲郎
4 平山 重三	5 根津 信彦	6
7 雨宮 宏	8 萩原 一重	9 飯島 務
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊
19 小佐川 武	<del>20 今井 壽</del>	21 雨宮 芳文
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一
<del>25 佐藤 定之</del>	26 小川 利雄	27 駒田 裕
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 恵太郎
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充

### 1. 欠席した委員

1 坂本 忠      20 今井 壽      25 佐藤 定之

### 1. 本会議の会議録署名委員

23 佐藤 和也      24 丹澤 英一

### 1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

### 1. 会議日程 別紙

事務局	<p>本日、総会に入る前に根津委員からご挨拶がありますので、お時間をいただきたいと思います。</p> <p>(根津委員からお礼の挨拶)</p>
事務局	<p>それでは会議に先立ちまして挨拶を交わしますので、ご起立をお願いいたします。</p> <p>(相互に挨拶)</p> <p>それでは定刻には若干早いですが、皆様お揃いですので会長に挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長の挨拶)</p> <p>只今から甲州市農業委員会5月定例総会を開催いたします。只今の出席委員は31名で定足数に達しております。</p> <p>本日、1番 坂本 忠委員、20番 今井 壽委員、25番 佐藤 定之委員から欠席の旨、29番 中山 仁委員から遅刻の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、23番 佐藤 和也委員、24番 丹澤 英一委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>日程2、会長報告</p> <p>5月10日、第3回甲州市文化的景観調査委員会が甲州市勝沼防災センターで開催されました。5月18日、平成29年度第1回峡東地域世界農業遺産推進協議会総会が笛吹市御坂農村環境改善センターで開催されました。以上であります。只今の会長報告につきまして、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>それでは、ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、8件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
7番委員	<p>(議案第1号1番の調査報告をする)</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p>

	<p>異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
13番委員	<p>(議案第1号2番の調査報告をする)</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
22番委員	<p>(議案第1号3番の調査報告をする)</p>
議長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報</p>

	告をお願いいたします。
24番委員	(議案第1号4番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
27番委員	(議案第1号5番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり)</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
30番委員	(議案第1号6番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声多数あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございま</p>

	<p>せんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。  次に、議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
33番委員	<p>（議案第1号7番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告および説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声多数あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、議案第1号7番については許可することに決しました。  次に、議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
33番委員	<p>（議案第1号8番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声多数あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、議案第1号8番につきましては許可することに決しました。  続きまして議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、2件を上程し、意見を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号1番の案件につきましては、賃貸人及び賃借人から平成29年5月26日付けで取下書の提出がございました。申請書取下げにつきまして</p>

	<p>は、事業計画の変更が理由とのことです。以上、ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第2号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
8番委員	<p>(議案第2号2番の調査報告をする)</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  (「なし」との声あり)  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声多数あり)  異議なしとのことです。許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。  次に、議案第2号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第2号農地法第5条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
9番委員	<p>(議案第2号3番の調査報告をする)</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  (「なし」との声あり)  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声多数あり)  異議なしとのことです。許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。  次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について5件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定5件について説明し、意見を求める)</p>

議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第3号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声あり）  異議なしとの事ですので、議案第3号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。  次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転の決定について1件を上程し、意見を求めます。議案第4号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第4号農業経営基盤強化法第18条第1項、農用地利用集積計画の決定について議案第4号第1番の朗読、概要の説明をする）</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
11番委員	<p>（議案第4号1番の調査報告をする）</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第4号1番については説明のとおり決定することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声多数あり）  異議なしとのことですので、議案第4号1番については説明のとおり決定することに決しました。  次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について5件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農地中間管理事業を実施する公益財団法人山梨県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画5件について説明し、意見を求める）</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。  （「なし」との声多数あり）  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第5号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。  （「異議なし」との声あり）  異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり決定することに決しました。  次に、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による農用地利用配分計画案の承認について9件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案9</p>

	件について説明し、意見を求める)
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。  (「なし」との声多数あり)  質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。  お諮りします。議案第6号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。  (「異議なし」との声あり)  異議なしとの事ですので、議案第6号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。  次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について2件を報告願います。</p>
事務局	(合意解約の届出2件について説明する)
議長	<p>只今の報告につきまして何かご発言ございますか。  ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。  次に日程5その他、事務局より報告及び事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度山梨県農業行政施策に関する提言等について、提言案を配布する。項目の追加等がある場合は、6月9日までに申し出を依頼する。</li> </ul>
議長	<p>只今、平成30年度農業行政施策に関する提言について、事務局から提言案の説明がございましたが、これにつきまして委員の皆さんからご意見、あるいは追加の内容等がございましたらお願いします。  (発言なし)  事務局からの説明のとおり、もし追加あるいは文面の修正等の内容がございましたら、6月9日までにご提出をお願いいたします。その後は、提出されました会長一任ということで処理させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  (「異議なし」との声あり)  そのように進めさせていただきますのでお願いいたします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会の新体制について、準備状況を報告する。次回の総会には条例案等を提示予定であることを報告する。</li> <li>・日本農業遺産の認定を受けたことを報告する。</li> <li>・世界農業遺産について経過と結果を報告する。</li> </ul>
議長	<p>以上ですが、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
31番委員	<p>一点、気が付いたことがありますので、状況をお知らせいただきたいと思います。議案の中の4ページですが、農地法第5条1項の1番の部分が、取下げになったという説明がございました。そういう取下げということは多々あることだとは思いますが、議案の中の最後の部分の備考欄に「追認」という二文字が書いてあるわけです。ということは、この1番が議案として審議される、しないは別の問題として、追認ということはすでに農地法違反状況があるのではないだろうかというふうに感じたわけですが、そのへんの状況と、それから地権者に対する指導を</p>

事務局	<p>どのようにしているのか、その点を分かる範囲で教えていただきたいと思います。</p> <p>それではお答えさせていただきたいと思います。委員さんのご指摘のとおり、追認という扱いで申請が出てきたわけですが、現在の状況は畑ではなく駐車場という格好になっております。農業委員会としましても、それは違反転用ということになりますので、今後も早急な改善を指導していくという考えでおります。また、今回の申請は取下げになりましたが、追認という現状の中でお話をさせていただいて、計画変更により取下げにはなりましたが、今後は計画変更の内容をよくお聞きして、精査する中で今後しかるべき対応をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
31番委員	<p>この土地について今後申請があるかどうかは別の問題として、往々にして「始末書を出せばいいんだ」という考えが農家の中にも少なからずあるようでございますから、こういうことが発見された場合には、厳しい態度で農地法を守るような指導をお願ひしたいと思ひます。</p>
事務局	<p>事務局においても委員さんのご指摘のとおり、法令に沿った対応を行って参りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に委員さんからご意見、ご質問等がありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、特にご意見、ご発言もありませんので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>会議の円滑な進行にご協力いただきまして、お礼を申し上げます。</p> <p>それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p>(閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会14時40分)</p>